

浦安市避難所運営従事者保険 Q & A

NO	内容	質問	回答
1	被保険者	福祉職など業務として避難支援をおこなう者を被保険者に含めることはできますか？	できません。 保険種類は、ボランティア活動保険のため、無報酬のボランティアが対象となります。
2	被保険者	民生委員が対象外となっている理由は何ですか？	民生委員は、専用保険制度があり、重複となるため対象外としています。
3	被保険者	市政協力員（報酬あり）は対象となりますか？	対象となりません。 被保険者は無報酬のボランティアとなります。
4	被保険者	自治会自主防災組織に加入していなくても補償の対象となりますか。	自治会自主防災組織に加入している方を補償の対象としています。なお、保険適用の対象となる場合は、自主防災組織に避難支援者従事名簿の提出をお願いすることがあります。
5	補償内容	災害発生のおそれがある状況で、市長が避難情報を発令する前に、自主的に避難支援をおこなった場合は対象となりますか？	対象となります。 以下のいずれかの状況下において、避難支援活動に従事していることが条件となります。 ①市長が避難情報を発令しており避難所を開設している ②災害が発生している ③災害発生のおそれがある (補足説明) 上記のいずれかの状況における避難誘導中のケガは補償対象で、災害の種類（地震に起因しない）火事が発生し、延焼被害のおそれがある場合でも補償対象です。 ただし、「火事」も広範囲に被害が及ぶような大規模なものを「災害」と想定しておりますので、一軒家の火事だけであれば対象外となります。
6	補償内容	災害発生のおそれがある状況で、市長が避難情報を発令する前に、自主的に避難をしている場合にケガをした場合は対象となりますか？（ <u>避難支援活動には従事していない</u> ）	対象となりません。 ただし、早期の自主避難を妨げるものではありません。
7	補償内容	浦安市が開設した避難所ではない場所へ避難した際も、補償の対象になりますか？	補償の対象になります。以下のいずれかを満たせば問題ありません。 ①市長が避難情報を発令しており避難所を開設している ②災害が発生している ③災害発生のおそれがある
8	補償内容	浦安市外の避難所等での避難支援活動は対象になりますか？	対象となります。
9	補償内容	避難支援活動を行ったことに起因して病気を患った場合、補償対象となりますか？	対象となりません。 あくまでも避難支援に従事している際のケガ、賠償責任に備える内容です。
10	補償内容	平時の自治会の活動での事故も補償されますか？	対象となりません。 平時の自治会活動においては、各組織において別途「自治会活動保険」をご検討ください。
11	補償内容	保険を利用するにあたり、市への必要な手続きはありますか？ また、保険料は誰が支払っているのですか？	平時は特に手続きは不要ですが、事故等が発生した場合、事故報告書兼確認書（市公式ホームページ掲載）を危機管理課へご提出ください。治療先の領収書、賠償事故の場合は写真なども合わせてご提出ください。 また、この保険は浦安市が契約者として保険料の支払いをしています。
12	補償内容	保険会社の審査結果前に治療を進めていいのでしょうか？ また、保険金の請求にあたり、請求期限（時効）はありますか？	ケガをされていれば治療を進めていただいて構いませんが、最終的な有無判断は保険会社にて行いますので、支払対象とならない場合もあります。なお、請求権の時効は3年となります。
13	補償内容	平時の避難訓練には、避難行動の訓練を含まない防災訓練は対象になりますか？ (例) 消火訓練、組立トイレ設置訓練、炊き出し訓練等	左記に例に挙げた防災訓練は対象となります。 発災時に補償する活動と同じ内容の訓練かどうかで対象か判断します。 判断に迷う際は危機管理課までご相談ください。
14	補償内容	地震（本震）発生後に、救助活動をしている最中に余震でケガをした場合は、対象になりますか？	対象となりません。 本震・余震によらず、地震に起因する場合は補償対象外となります。
15	補償内容	地震などを起因としていない火災発生時で、延焼被害のおそれがある場合において避難誘導をしている最中にケガをした場合は、対象になりますか？	単独で避難しているのではなく、市長が避難情報を発令し避難所を開設している、災害が発生している又は災害発生のおそれがあると判断される状況での場合は、補償対象となります。 (補足説明) NO.5回答に記載のとおり、①～③のいずれかの状況における避難誘導中のケガは補償対象で、災害の種類として（地震に起因しない）火事が発生し、延焼被害のおそれがある場合でも補償対象です。 ただし、「火事」も広範囲に被害が及ぶような大規模なものを「災害」と想定しておりますので、一軒家の火事だけであれば対象外となります。
16	補償内容	救助活動において、AED（自動体外式除細動器）を使用した際に、その処置によって自身が怪我をしまった場合、一方で相手を死亡や高度障害などにさせてしまった場合、補償されますか？	自身の怪我については、補償の対象となります。 一方で、相手に対する補償については、AEDの使用は「医療用の器具、器械または装置」に該当し、補償対象外となります。 具体的には、人または動物に対する診療、治療、看護、疾病の予防、救急救命処置または死体の検案（医療用の器具、器械または装置を上記のために使用した場合を含みます。）の業務の遂行に起因する損害に該当するため、補償対象外となります。 また、医療行為やそれに準ずるリスクの高い行為については、専門の賠償責任保険でカバーされるべきとの考え方から、一般的なボランティア保険の補償範囲からは除外としています。
17	補償内容	本震・余震によらず、地震・噴火・津波が発生している最中の救助活動について、補償対象外としているのはなぜか？	地震・噴火・津波が発生している最中の救助活動については、避難者救助よりもご自身の身を守ることが最優先となります。このため、発災中の危険な状況下での活動を助口していると捉えられる可能性があるため、補償の対象としていません。危険ですとお辞めください。